

改正

令和8年3月27日告示第31号

伊達市移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの移住希望者が伊達市を訪れ本市への理解を深める機会を創出し、関係人口拡大及び本市への移住促進を図るため、移住希望者が行う本市での現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、伊達市移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 伊達市内への移住（二地域居住を含む。）を希望又は検討している個人で、補助金の交付の申請日時点で福島県外に住民票を有している者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を行う施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた市内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 補助金の交付の申請日時点で福島県外に住民票を有し、移住希望者とともに現地活動を行う18歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、移住の準備等のために伊達市を訪問する18歳以上の移住希望者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 市内における仕事探し、住まい探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的として現地活動をした者
- (2) 対象となる現地活動期間中に、伊達市移住定住コンシェルジュと面談し移住相談をした者
- (3) 当該年度において本要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 国、県その他公共団体等から同一の経費に係る補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者
- (5) 伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）に規定する暴力団員を含む反社会的勢力（以下「暴力団員等」という。）でない者
- (6) 本人名義で対象宿泊施設を予約し、宿泊した者

2 前項の補助対象者に同項第1号から第5号までに掲げる要件の全てに該当する同行者がいる場合は、当該同行者を補助金の対象者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び補助対象となる同行者1名が伊達市内の宿泊施設に宿泊した経費（追加サービス及び付帯施設の利用料金等は除く。）とする。ただし、1棟貸切り型の宿泊施設に宿泊した場合は、18歳以上の宿

泊者数に応じて按分し、1人1泊当たりの宿泊した経費を割り出すものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内で、1人1泊当たり別表第1の額を補助額の限度とし、宿泊数は5泊までを限度とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(現地活動計画等の確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現地活動の出発日の前日から起算して10日（伊達市の休日を定める条例（平成18年伊達市条例第2号）第1条第1項に規定する伊達市の休日を含まない。以下本項において同じ。）前までに、計画を記載した移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金現地活動計画書（様式第1号）（以下「現地活動計画書」という。）を市長に提出し、現地活動の出発日の前日から起算して5日前までに市との面談等により確認を受けるものとする。

2 申請者は、現地活動の帰着日の翌日から起算して10日以内に、実績を記載した移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金現地活動報告書（様式第2号）（以下「現地活動報告書」という。）を市長へ提出し確認を受けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が、福島県で実施するふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱（平成29年6月27日付け29地づ第218号福島県企画調整部長通知。以下「県要綱」という。）に基づく補助金（以下「県補助金」という。）を交付された者である場合には、現地活動計画書及び現地活動報告書の提出を不要とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、別表第2に掲げる期限内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表第2に掲げる書類
- (2) 申請者及び同行者の生年月日及び居住地を証する書類
- (3) 対象経費がわかる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合、補助金の交付決定をしたときは、移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。なお、規則第16条に規定する補助金等の額の確定及び通知は、これと併合するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱又は関連法令に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消すとき、又は交付した補助金を返還させるときは、移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年3月27日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊達市移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

区分	補助金の上限額（1人1泊当たり）
単身で訪問する場合	8,000円
同行者がいる場合	5,000円

別表第2（第7条関係）

区分	提出期限	添付書類
県要綱に基づいた県補助金の交付決定を受けた者	県補助金の交付決定日から起算して1年以内	県要綱第7条に基づき交付された県補助金交付決定通知書の写し
県要綱に基づいた県補助金の交付を受けていない者	現地活動の帰着日の翌日から起算して30日を経過する日、又は現地活動の帰着日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日	市の確認を受けた現地活動報告書